

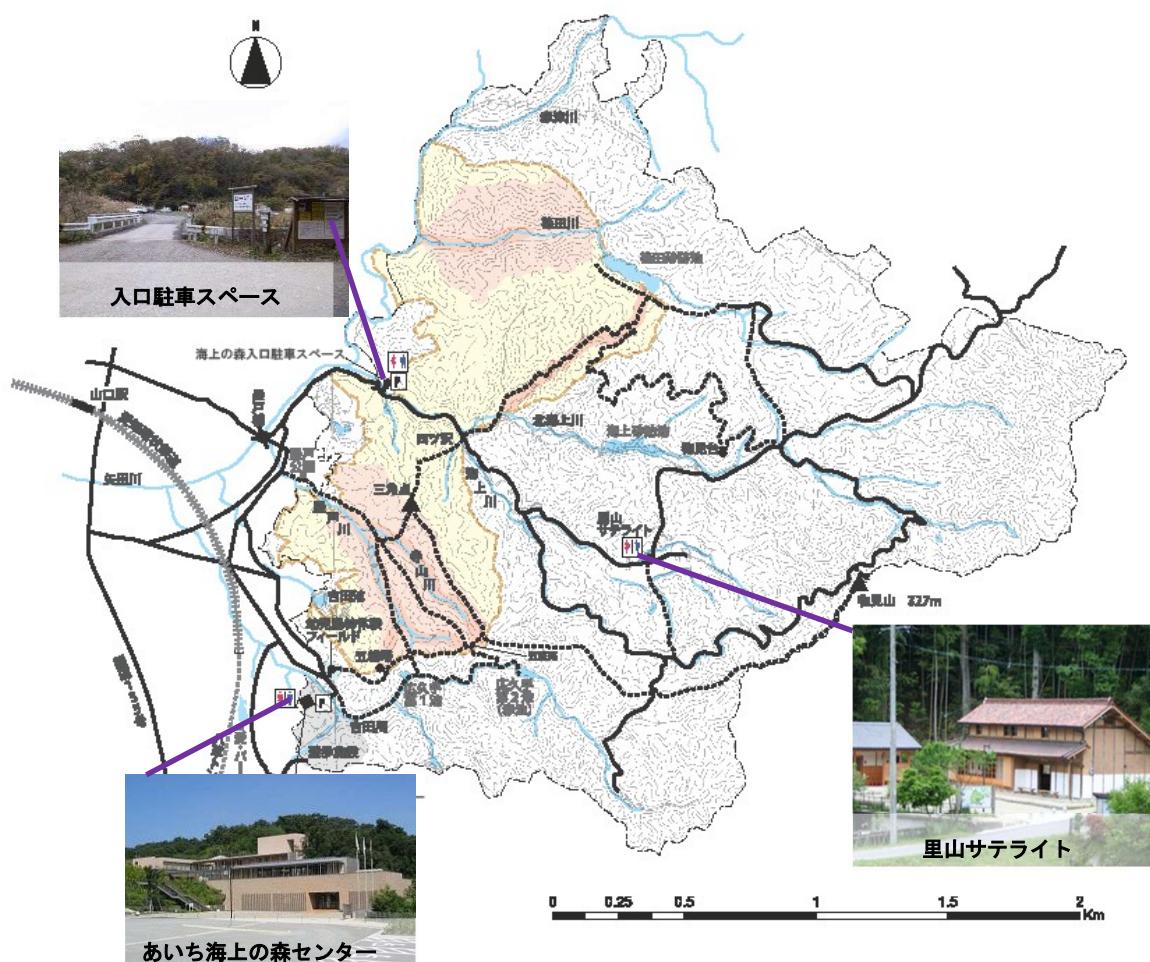
第二章 海上の森の自然的・社会的条件

1 海上の森の概要

海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約 20km にあり、都市近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺地等があって多様な自然環境を有しています。

また、海上川上流域の里山サテライト周辺では、近世の早くから人が住み着き集落が成立し、人家や田畠、小川や里道、神社等の里の暮らしと風景を残しつつ、さらに周囲の森林と相まって里山としての様々な営みが続けられた、人と自然との関わりが実感できる場所となっています。

図4 海上の森の施設位置図



あいち海上の森センターが、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）にかけて実施した海上の森の自然環境調査の結果は以下のとおりです。

(1) 地形・地質

標高の最高点は約400m、最低点は約100mであり、全体的にみると東が高く西が低い地形です。東部を北東—南西方向に猿投北断層が走り、大局的には、この断層より東が猿投山塊の南縁を構成する山地（花崗岩で構成）、西側は丘陵（花崗岩を基盤とした第三紀の砂礫層。河川が切り込み山頂部などに砂礫層が分布。）となっています。

第三紀の砂礫層の分布域は、表層土の発達が悪く、せき悪な土壤となっているところが多く、貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在しています。

主な河川としては、海上の中心集落を流れる海上川を始め、北部を流れる赤津川と篠田川、四ツ沢で海上川と合流する北海上川、南部を流れる屋戸川・寺山川及び吉田川に分けられます。これらはすべて矢田川水系であり、山口川、矢田川を経て庄内川へと注いでいます。

(2) 森林

海上の森の森林は、大きく2つに分けられます。1つ目は、スギ・ヒノキを中心とした人工林、2つ目はコナラやシイ・カシを中心とした広葉樹林です。

スギ・ヒノキの人工林は、主に海上の森の東側に分布し森全体の約33%に当たります。

広葉樹林は、コナラ等の落葉広葉樹林を中心ですが、近年一部の場所では、枯死や倒木等により落葉広葉樹が減少しており、常緑広葉樹へ変化がみられます。

表2は海上の森の林相の時系列変化を示したもので、1995年(平成7年)までは写真判読、2015年(平成27年)からは森林簿のデータを区分ごとの割合で示しています。2025年度は航空写真から落葉広葉樹と常緑広葉樹を判別しました。

1995年(平成7年)以降は、土地利用の変化が極めて少ないとから、大きく変わらないと言えます。

表2 海上の森における林相構成比率の時系列変化 単位：%

区分	1949年	1977年	1995年	2015年	2025年
コナラ等落葉広葉樹林	76.6	63.6	46.2	46.6	28.1
シイ・カシ等常緑広葉樹林	4.9	0.1	0.8	0.7	14.9
アカマツ・クロマツ林	8.5	16.7	19.9	19.3	22.2
竹林	0.2	0.4	0.1	0.0	0.5
スギ・ヒノキ林	9.8	19.2	33.0	33.4	34.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2025年(令和7年)時点の森林や植生の状況は、図5の現存植生図、図6の人工林の分布と齢級配置図のとおりとなります。

また、尾根部せき悪樹林の植生状況について2021年(令和3年)度に調査した結果、前回調査(2013年度)に比べアカマツなどの先駆樹種が53.8%から39.3%、落葉広葉樹が26.5%から33.2%、常緑広葉樹が19.2%から26.1%となっており、アカマツ林から落葉広葉樹・常緑広葉樹に遷移していることがわかりました。

図5 現存植生図（1996年の調査を基に、2015年時点に調製）

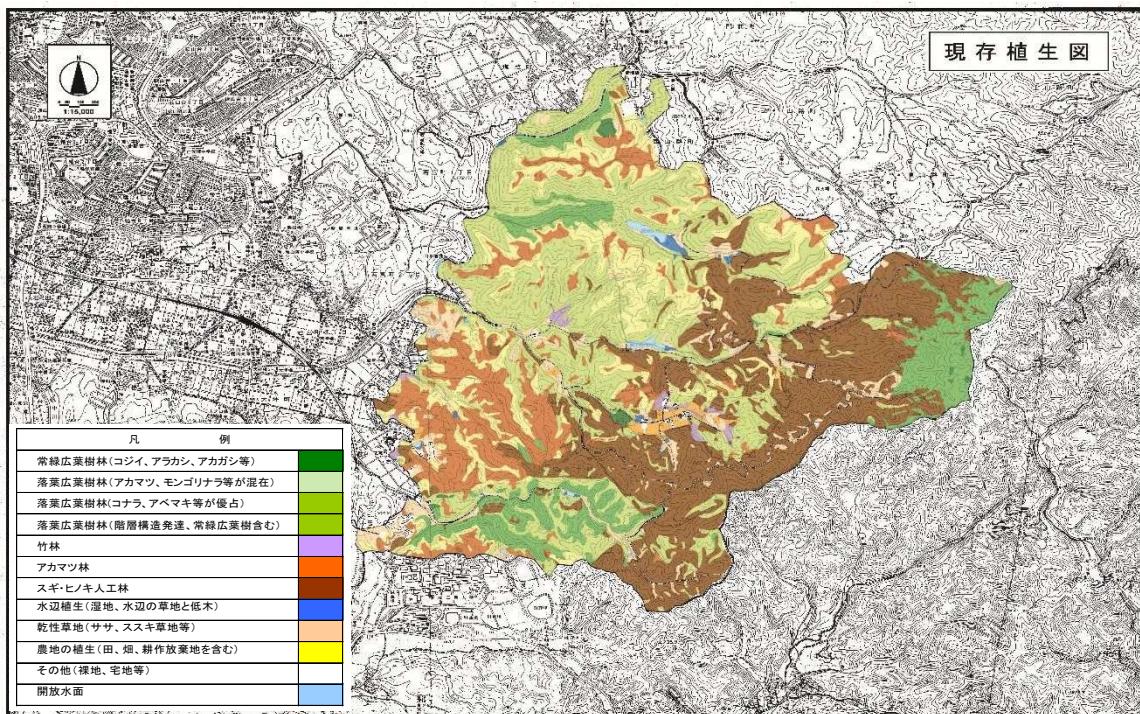
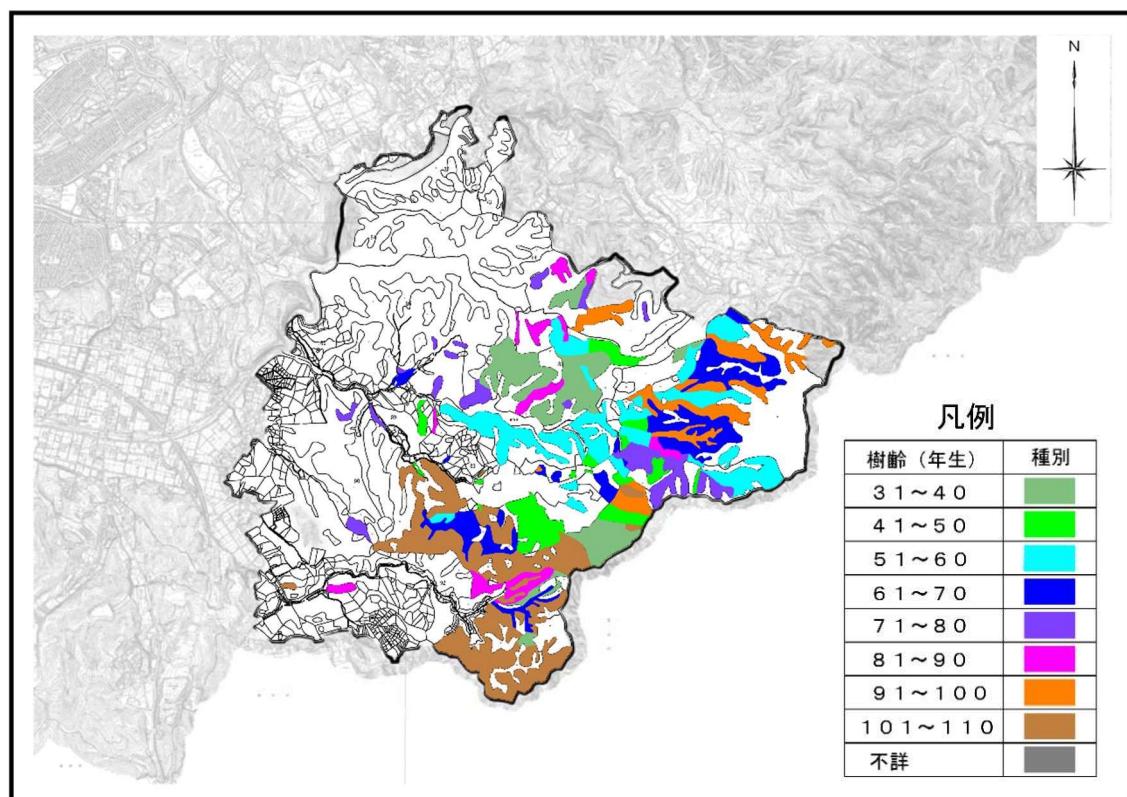


図6 人工林の分布と齡級配置図（1996年の調査を基に、2025年時点に調製）



(3) 湿地

海上の森にある湿地は、赤津川、篠田川沿いにある北部地域と、北海上川・海上川、屋戸川・寺山川、吉田川沿いにある南部地域にあり、小流域ごとにアルファベットで A, B…E と区分分けを行い調査しています。(図 7)

これらの湿地は湿地周辺谷部樹林の中にあり、現在その中で公開されているのは、屋戸の湿地のみです。(写真 1)

海上の森にある湿地について 2017 年(平成 29 年)度と 2022 年(令和 4 年)度に 46 箇所の湿地を調査した結果、森林化や乾燥化により「衰退が進行している湿地」が 33 箇所、「消滅した湿地」が 6 箇所確認されています。

のことから、湿地特有の植物の衰退が懸念されています。

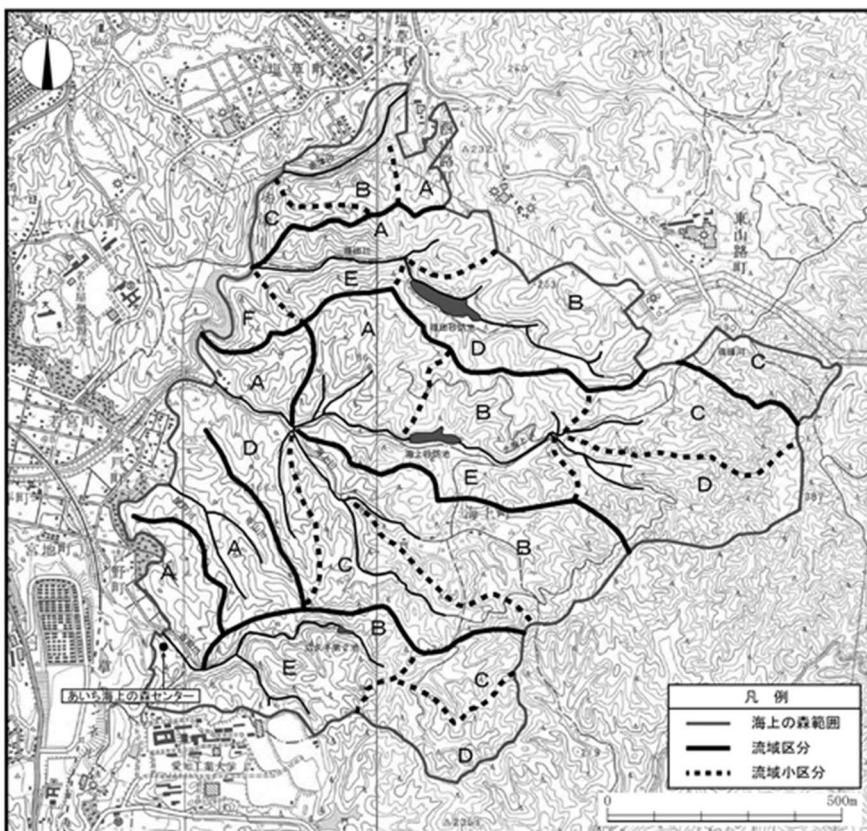
○湿地に生育する植物

貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地には、南方系のミズスギや北方系のヤチスギラン、ヌマガヤ等に加え、東海地方に固有のシデコブシ、シマジタムラソウ、カザグルマ、トウカイコモウセンゴケなど、さまざまな要素の植物が隣接して生育しており、海上の森の湿地の大きな特徴となっています。



写真 1 屋戸湿地の状況

図 7 湿地調査のための区分分け



注) A~E は、湿地の識別のために各流域区分の小流域区分毎に割り当てた記号

(4) オオタカ・ハチクマを中心とした猛禽類

海上の森で観察された猛禽類は、2024年（令和6年）度の調査でオオタカ、ハチクマをはじめ11種類です。

また、オオタカ、ハチクマの繁殖状況は、表2の通りです。

オオタカは、2008年（平成20年）以降、海上の森での繁殖は確認できていませんでしたが、2023年（令和5年）から3年連続で複数頭の繁殖が確認されました。

ハチクマは、2016年（平成28年）、2017年（平成29年）に海上の森内で幼鳥が観測されていますが、海上の森内で繁殖した個体であるかは不明です。2018年（平成30年）以降は飛翔の確認はできたものの繁殖の確認はできていません。

表3 海上の森におけるオオタカ・ハチクマの繁殖状況

種別	H11	H12	H13	H14	H15	H16-19	H20	H21-24	H25-27	H28	H29	H30-R4	R5	R6	R7
オオタカ	△	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○
ハチクマ	×	×	○	○	×	○	○	○	×	?	?	×	×	×	×

○印は、繁殖確認

△印は、繁殖失敗

?印は、繁殖の可能性あり

×印は、繁殖確認せず、情報不足



写真2 飛翔が多く確認された猛禽類

(5) ムササビを中心とした哺乳類

海上の森に設置した巣箱にムササビの営巣が確認されています。海上の森では樹洞のある木が少ないとから、巣箱への依存度が高いと考えられます(写真3)。あいち海上の森センター周辺の巣箱を2023年(令和5年)度に調査した結果、最低6頭が生息すると推定され、2018年(平成30年)度の調査で推定された最低5頭とほぼ同じ結果となりました。このことから海上の森でのムササビの生息環境は維持されており良好と考えています。

また、ムササビを含めた哺乳類は、モニタリングサイト1000里地調査において海上の森内に自動撮影カメラを3箇所設置しており、過去10年間に17種(写真4)確認されており、海上の森は良好な環境が維持されていると考えられます。近年は、ニホンジカの確認頻度が高くなっていることから、今後の生息状況や被害の有無を注視する必要があります。

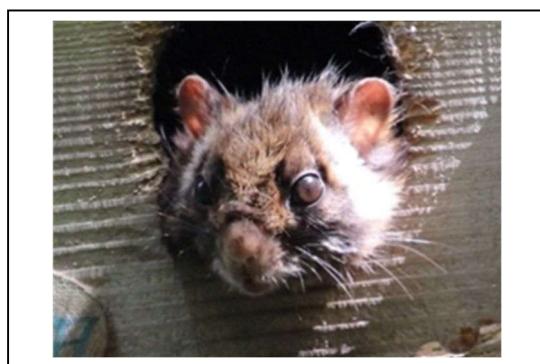


写真3 巣箱から顔を出したムササビ

A photograph of a Japanese squirrel (ニホンリス) climbing a tree branch.	A photograph of a mink (イタチ) standing on a fallen log.	A photograph of a Japanese hare (ニホンノウサギ) sitting in a grassy field.
ニホンリス	イタチ	ニホンノウサギ
<p>他の哺乳類:ニホンカモシカ、テン、キツネ、イヌ、ネコ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ニホンザル、ネズミ類、コウモリ類 (ネズミ、コウモリは自動撮影カメラでは判別が難しいためネズミ類、コウモリ類とした)</p>		
ニホンジカ	タヌキ	イノシシ

写真4 海上の森で確認された哺乳類 (モニタリングサイト1000里地調査結果)

(6) ホトケドジョウの生息状況

ホトケドジョウの生息数は、全国的には開発等の影響により減少しており、近い将来に絶滅の恐れがある魚類に指定されています。(写真5)

海上の森では、平成15年から吉田川流域の1つの支流で定点調査を行っており、図8のとおり、年度によって増減があり、令和7年度調査では、推定個体数が前回に比べ半減しています。

ホトケドジョウの生息環境をより維持するためには、隠れ場所や餌となる底生動物の生息場所となる水際植生を残すことと、水深の浅い湿地は必要に応じて泥上げや腐植質(落ち葉などの分解物)の除去をして良好な環境にすることが大切です。

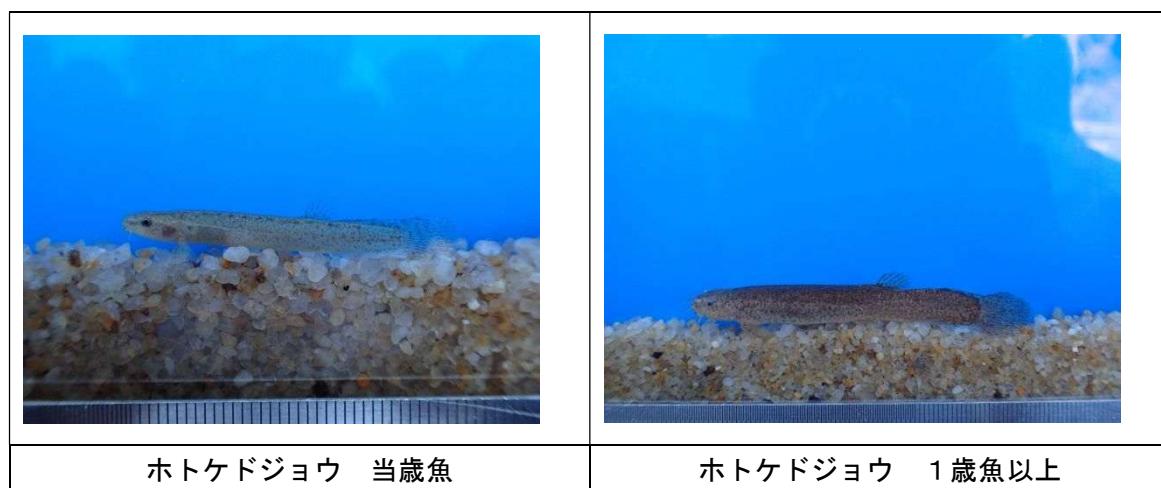


写真5 ホトケドジョウ

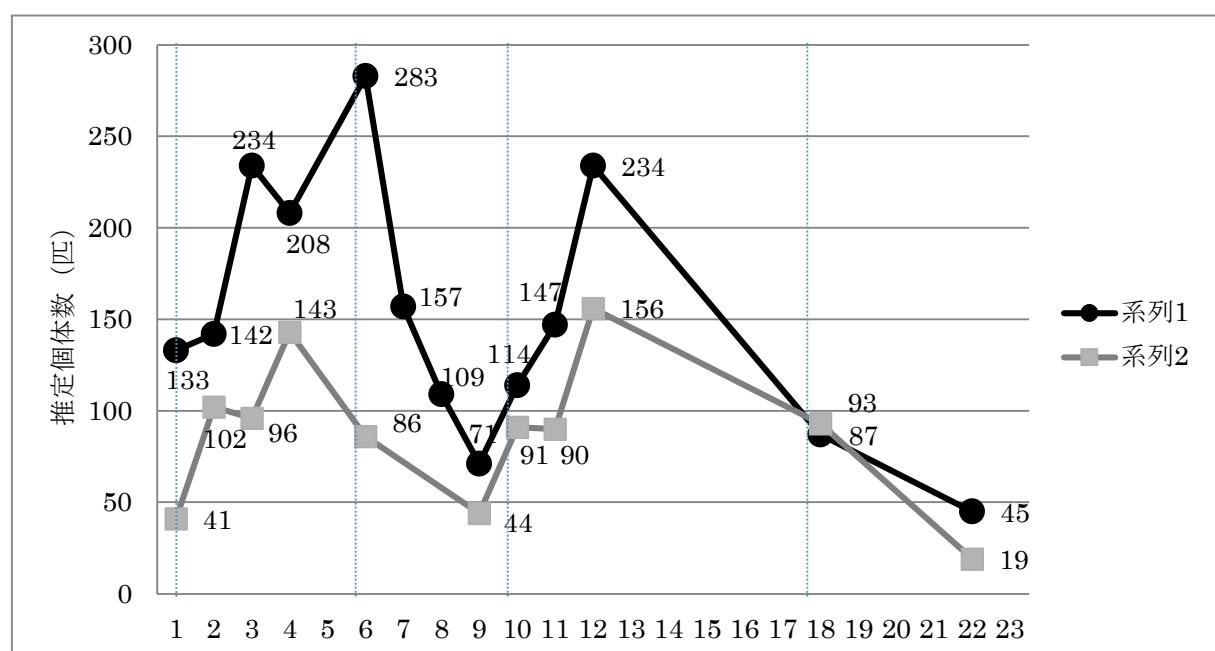


図8 ホトケドジョウの個体数変化 (吉田川・定点調査結果)

2 海上の森の社会的条件

(1) 地勢

海上の森は、瀬戸市南東部に位置し、南は豊田市に接しており、面積は約 530 ヘクタールです（うち条例の対象区域は約 510 ヘクタール）。保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると 91.9%を山林（保安林を含む）が占め、砂防地が 5.1%、田畠等農用地が 1.7%、その他 1.3%という割合になっています。

(2) 歴史

海上の森周辺は、陶土や森林資源が豊富にあったことから、中世の窯跡が多く分布しており、瀬戸焼の始まりの地と言えます。

かつて海上には、江戸時代は 13 戸、明治時代は 26 戸の民家があったとされていますが、その後山口堰堤の建設による離村、たびたび発生した集中豪雨などの被災に加え、万博会場候補地となったことなどにより、人口の流出が続き、大半の世帯が転出しています。現在残っている民家は 8 戸（里山サテライトを含む）で、そのうち 2 戸は居住されています。

しかし、転出した住民の多くは現在も海上に家屋、農地等を所有されており、耕作を続いている世帯もあります。

(3) 交通

海上の森周辺では、名古屋瀬戸道路、東海環状自動車道、国道 248 号線、県道広久手八草線、市道吉野八草線などが整備されています。また鉄道については、東部丘陵線（リニモ）が名古屋市営地下鉄東山線と愛知環状鉄道で結ばれています。

(4) 土地利用規制

区域内の土地利用制限として、保安林（土砂流出防備保安林）約 400 ヘクタール、愛知高原国定公園（自然公園特別地域第 3 種）約 140ha、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による県の自然環境保全地域約 128ha、砂防指定地約 24.7ha が指定されています。

（重複指定あり）

第三章 海上の森の保全と活用のための基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

【目標】

- 愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- 将来にわたり海上の森の保全と、資源の循環的な活用を継続して実践するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。

海上の森の一部は、「自然の叡智」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となりました。愛知万博は幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、多くの人々が世界の様々な文化とふれあい、友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残しました。

こうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組みを学ぶ場となり、人と自然が共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となりました。

この愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を「愛知万博記念の森」として将来にわたって保全します。

また、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用するとともに、里山の安定的な生態系維持のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利活用を海上の森において継続して実践していきます。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

【目標】

- 森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- 次世代に向けた人材の育成を図り、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
- ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

海上の森は、都市近郊に位置しているものの、貴重な自然が残されております。

こうした自然と身近にふれあい、自然観察や環境学習をしたり、森の手入れ、農地の維持管理や収穫、里の年中行事など、かつての里山での作業や生活・文化などを実際に体験し、学習や交流できる要素が多くあります。

このため、県や協働する人たちとともに行う学習や交流の機会や場づくりなどを通して、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、自然と共に暮らす先人の知恵などを、参加者自らが学び、考える拠点とし、次世代に向けた人材の育成を図ります。

こうした実践活動や人づくりを通して、自分の生活や地域社会を見直す取組につなげ、人と自然の豊かな関係づくりを目指します。

さらには、県内始め全国的なネットワークづくりを進め、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努めます。

第四章 海上の森の保全と活用のための取組の内容

1 愛知万博記念の森としての保全

(1) 課題及び取組の基本的方向

海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたり保全していくため、自然環境や森林等の状況に応じた森林整備や里山の保全整備を継続的に進め、2035 年度（令和 17 年度）を目標として取組を進めていきます。

【取組の基本的方向】

- 海上の森の現況の変化に対応するとともに、海上の森で活動する人々が、海上の里地・里山の 100 年後の姿を共有し、その実現に向けた取組を進められるよう、コーディネーター、森林ボランティア、県民等が参加するワークショップを開催し、森林・里山の保全整備方針を見直します。
- 保全整備方針の見直しにあたって、県は航空レーザ計測等で得られた情報を活用して、森林等の現況を把握するための基礎となるデータを収集し、県民等が理解しやすい形で提供します。
- スギ・ヒノキ人工林は間伐等の森林整備を適切に行い、これまで利用されなかった伐採木についても積極的に搬出し、有効活用を図ります。また、高齢林は一部皆伐し、植栽を行ふことで資源の循環を図ります。これらは保全整備方針を定めた上で、森林経営計画を策定して計画的に実施します。
- 広葉樹林については、植生遷移に委ねることを基本としますが、保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の施業方針に反映させます。
- 海上の森の砂礫地における象徴的な植生であるアカマツ林や、点在する湿地についても、保全整備方針を立てて、優先順位をつけて保全に取り組みます。
- 森林整備の実施にあたり、事業効果が分かるようなモデル林の設定や看板等を設置し、手を入れなかった森林と比較ができるようにするなど、県民への事業効果の周知を図ります。
- 企業の CSR 活動などによる森林整備活動を積極的に受け入れ、海上の森の適正な維持管理を図ります。
- 農地やため池についても、里山の景観に配慮した保全整備方針の策定、整備、評価を繰り返します。
- 農地周辺では樹木の伐採による光環境の改善を図り、遊歩道沿いでは倒木、枯死木等の除去による歩行者の安全確保を図ります。
- 動物種及び植物種等自然環境の基本情報の集積を進めるとともに、そのデータベース化に取り組みます。
- 自然共生サイトとして、地域生物多様性増進法に基づく認定増進活動実施計画に沿って、生物多様性の維持に資する活動を継続的に実施します。
- NPO 法人海上の森の会が毎週実施する生物季節調査と連携し、貴重種、良好な環境の指標となる種などについての重点的な調査を実施します。
- 環境省が実施している「*モニタリングサイト 1000 里地調査」と連携し、海上の森の環境の指標となる動植物の生息、生育状況の監視を継続します。

※モニタリングサイト 1000 里地調査

日本列島の多様な生態系について、環境省が全国にわたって 1000 ヶ所程度のモニタリングサイトを設置し、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって実施している。海上の森は「里地調査」の調査対象地に選ばれている。

- 保全活動を実施する際には、できるだけ規制的手法に頼らず、企画立案の段階から県民等との自主的かつ積極的な参加を促進していく手法を基本とします。
- 保全のための事業実施や活用にあたっては、事前に植生や地形、土壤条件など、自然環境の状況を調査、観察します。
- 自然環境に影響を及ぼす場所においては、里山保全活動や自然観察等の実施は控えます。やむを得ず調査等を実施する場合には専門家等の意見を聞くなど、環境への負荷を最小限にとどめるようにします。
- 海上の森自然環境保全地域内では、保全計画に沿って保全策を実施します。
- 貴重な野生生物の生息・生育の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、必要な配慮を行います。
- 貴重種に関しては、特にその生息生育環境を一体的に保全し、その回復・再生を図ります。
- 外来種の放逐や移植などは禁止し、すでに入っている外来種についても、対策が必要な場合は速やかに除去等を実施します。
- 海上の森内の密猟・盗掘対策を、海上の森の会をはじめ県民と協力して実施し、動植物の保護を図ります。
- 事業の実施にあたり、森林クレジットやクラウドファンディング、ふるさと納税などの活用を検討します。
- 海上の森の景観や人々の暮らし、生活の文化を尊重します。また、生活者との協調・調和を図ります。

(2) 地域区分別の事業展開

6つの地域区分別の事業展開は、表4のとおりとします。

表4 地域区分別の事業展開

地域区分	事業展開例
①施設ゾーン	景観の保全整備・環境教育・情報提供・人材育成
②ふれあいの里	里山の保全活用・里山文化の学習・県民の参加交流
③生態系保護区域	自然環境・生物多様性の保全と学習
④恵みの森	広葉樹林等の保全技術の確立・森林環境教育の推進
⑤循環の森	人工林の育成・資源の活用・保全技術の確立
⑥野鳥・古窯の森	野鳥の保護・環境学習・歴史文化学習

(3) 地域区分別の整備方針

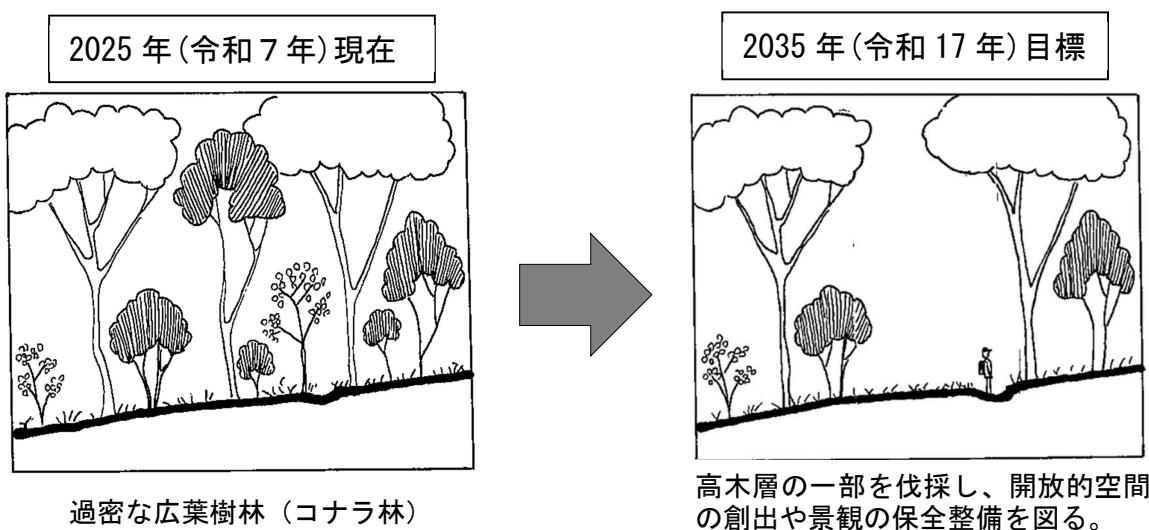
6つの地域区分別に、保全目標や活用方法等の整備方針を表6のとおり定め、以下のとおり取り組んでいきます。なお、これらの整備方針は順次見直すこととし、新たな整備方針を構築するまでの暫定的な方針とします。

① 施設ゾーン

本館及び遊歩施設から構成されるゾーンで、面積は約5haです。

この区域は、あいち海上の森条例で「あいち海上の森センター」として定めている区域であり、森林や里山に関する展示や情報提供、工作や研修での利用、定期的な講座開催、遊歩施設内の景観の保全整備など、海上の森の拠点機能をさらに発揮させ、多くの方々に愛され、親しまれる公の施設として管理します。

◆施設ゾーンの整備例（多様な落葉広葉樹林の創出）



② ふれあいの里

海上川上流に位置し、里山サテライトを中心とした区域で、宅地と農地（約3haうち県有地1.56ha）が周辺の森林、竹林や草地などと一体となり、里山としての景観と生活文化を残しているところで、全体の面積は約43haです。

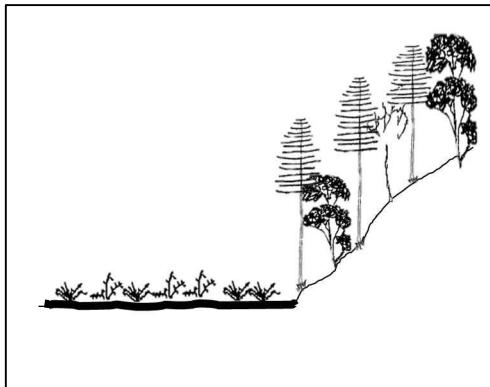
里山は、動植物の生息生育環境を維持する機能なども有しています。また、現在、休耕地であっても、維持管理により農作物の栽培地としての機能を十分に備えており、多面的な活用を図ることができます。しかしながら、民有地と混在していることから、定期的な草刈、水田の場合は水の通過地としての涵養機能発揮など、農地として活用されている民有地と調整のとれた維持管理を図る必要があります。

このため、この区域では、里山サテライト及びその敷地、農地及びため池、水路等の適切な維持管理を行うとともに、民有地の土地所有者と連携し、県民参加による里山の保全や里山文化の学習等を主体的に展開します。

また、農地の利用による水環境や周辺の森林整備等による生物の生息生育環境への影響について、定期的に調査を行います。

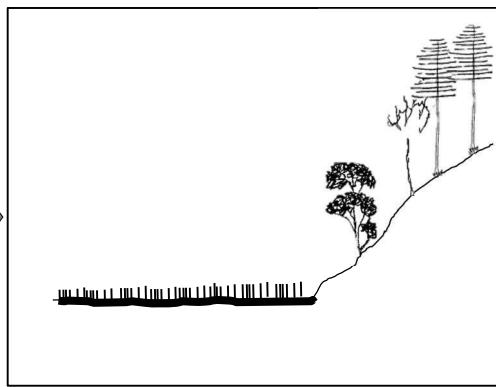
◆ふれあいの里の整備例（農地及び周辺の森林の保全）

2025年(令和7年)現在



農地と隣接するスギ・ヒノキ林

2035年(令和17年)目標

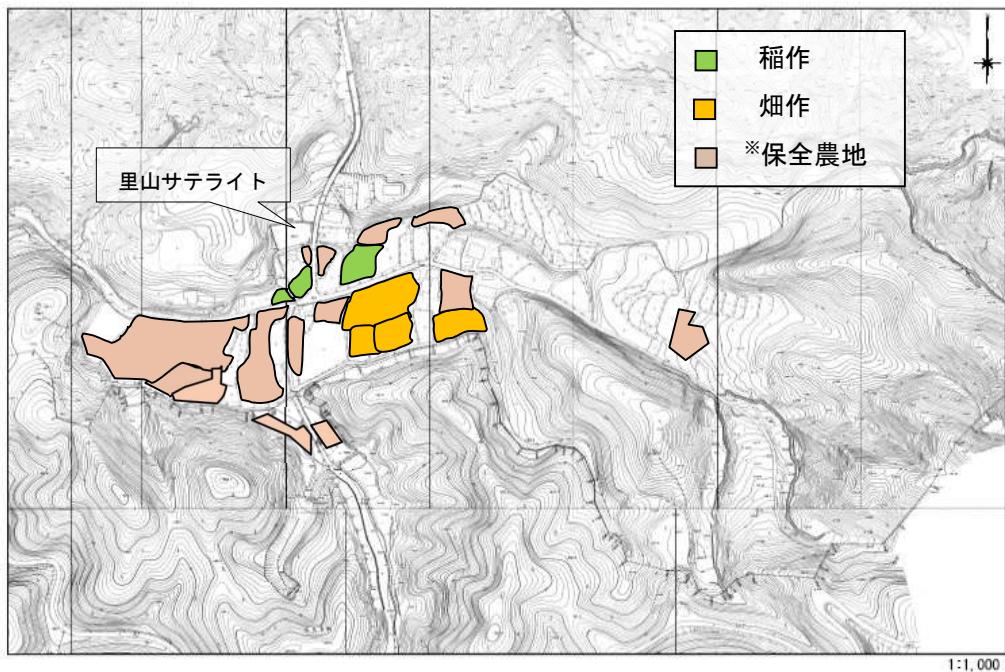


樹木を伐採し、農地の保全を図る。

具体的には以下のとおりです。

- 海上の森で活動する人々が、海上の里地や里山に期待する姿を共有し、その実現に向けた取組が実施できるよう、地域住民や県民参加により里地・里山の保全整備方針を定め、方針に基づいて保全整備活動を実施します。
- 農地は体験学習の場として利用する農地と、里山環境を保全する保全農地に分けます。
- 体験学習の場として利用する農地は、水量の関係や民有地耕作地との関連から、稻作用と畑作用に分けて利用します。
- 保全農地（体験学習以外の農地）は、里山環境として保全する農地として、定期的な除草、水路の補修、畦道の整備など必要な維持保全を図るとともに、県民の自主的な活動を促すための、様々な利用方法を検討します。
- 企業等と連携し、社会貢献活動等を通じた農業体験を実施し、特色のある農地の利用、保全農地の管理と活用を図ります。
- 有機農法等生態系に配慮した農地の利用・管理を検討します。
- 農地へ侵入するタケ・ササ類の刈り払いや隣接した藪の刈り払い、高木の伐採による農地の光環境を改善します。
- 竹林の除伐作業や景観保全施業等を実施します。
- 農地周辺をフェンスや電気柵で囲み、山裾を草地のバッファーゾーンにするなどイノシシ等の獣害対策を進めます。
- 水田の適切な水環境を維持するため建設したため池については、県民とともに適切な維持管理をし、水田利用だけではなく生物多様性にも寄与します。
- 企業や県民等との連携による、多様な主体の参画を容易にするため、活動エリアの設定による自主的な活動を可能とし、継続的に管理できる人材の確保を目指します。
- ※保全農地及び耕作されていない民有農地の活用方法を検討し、地元住民や県民等との協働による保全活動を通じて、海上の里独自の景観を創出していきます。

図9 農地の整備位置図



※保全農地

現在は農作物を生産していない農地で、里山の環境を保全することを目的に管理している。

③ 生態系保護区域

この地域は、寺山川・屋戸川の流域と海上川、篠田川の出口付近に広がる区域約166haで、この地方特有の貧栄養湿地が点在しています。このうち 127.85ha を県の自然環境保全地域として指定しています。この区域については、*海上の森自然環境保全地域の保全手法の考え方によつて、経過観察を行いつつ必要な除伐や間伐、植生の復元を図る補助的な管理作業などにより適正に管理していきます。

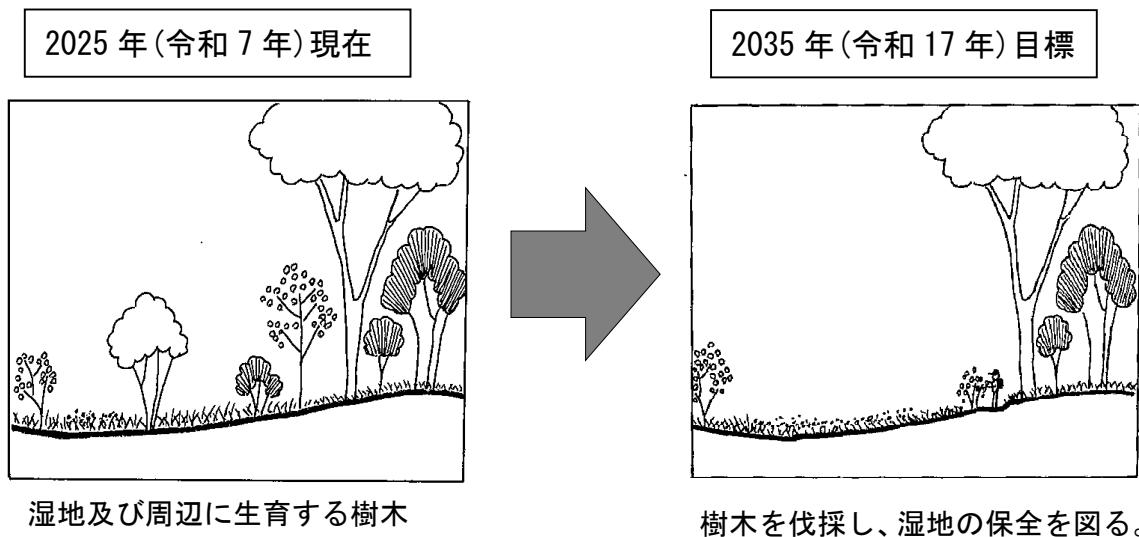
管理作業を県民参加で行う場合には、踏みつけによる植生破壊や土砂流出等の自然環境に与える負荷を考慮する必要があることから、その人数や方法について専門家の意見を聞くなどして対応します。

※海上の森自然環境保全地域の保全手法の考え方

海上の森自然環境保全地域は、薪炭林や竹、落葉の採取などのために継続的に利用されることで、良好な自然環境が維持されてきた里山である。適度に手を加えなければ、潜在自然植生である常緑照葉樹林に遷移し、この地域に特徴的な希少野生動植物の生息生育環境が悪化する恐れがある。

このため、人の手を加えることによって保全が図られるという側面があることを踏まえて、専門家の意見を聞きながら適切な保全作業の内容と手順について検討していく。当面は、生物多様性保全の観点から、緊急度の高い湧水湿地やシデコブシ生育地等の保全作業を行っていく。

◆生態系保護区域の整備例（湿地及び周辺の森林の保全）



○ 海上の森自然環境保全地域内の保全施設の整備

自然環境保全地域の指定を踏まえ、指定時に策定した保全計画に基づき、必要に応じて管理上必要となる保全施設を整備します。

- ・巡視歩道の維持管理

屋戸川・寺山川特別地区において、湿地の保全・管理を行うための巡視歩道の整備

- ・標識の維持管理

自然環境保全地域全体について説明した案内板(1箇所)及び特別地区・野生動植物保護地区内での行為規制を示す制札板(4箇所)の維持管理

○ 海上の森自然環境保全地域の特徴

- ・植生

全体としては、尾根部にアカマツ林、山腹部にはコナラ林が分布しており、県内における二次林の典型的な植生となっています。また、花崗岩の上に砂礫層が堆積した地質となっており、谷部には地下水の湧出による貧栄養湿地が多く点在し、トウカイコモウセンゴケ、シデコブシなどの東海丘陵要素植物群と呼ばれる植物やミミカキグサなどの湿地性植物が生育しています。また、県内では稀な樹高の高いサクラバハシノキの群落や、生育地がきわめて限られているビワコエビラフジやスマレサイシンが生育し、また、エンシュウムヨウランなども見られます。

- ・野生動物

河川やその流域に沿った湿地には、ホトケドジョウやカワバタモロコなどの魚類、ハツチョウウトンボやヒメタイコウチ、ナベヅタムシなどの昆虫類が生息しています。

○ 特別地区及び野生動植物保護地区の指定

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例では、その地域の生態系維持のため特に保全が必要な地域を特別地区に指定し、さらに、特別地区内のうち、特定の動植物等の保護のため必要な地域を野生動植物保護地区に指定することができることとされています。

表5のとおり、海上の森自然環境保全地域127.85haのうち、48.60haを特別地区に、特別地区のうち10.94haを野生動植物保護地区に指定しています。（特別地区以外は普通地区79.25ha）

なお、特別地区は、図10の指定図の紫色の線で囲んだ区域、野生動植物保護地区は、紫色に塗りつぶした区域です。

表5 海上の森自然環境保全地域の地区区分

区分	地区名	野生動植物保護地区	指定の考え方及び区域	保護する野生動植物
特別地区	篠田川特別地区 20.58ha	川の中心から左右20mの区域 1.36ha	地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。	動物：アズマモグラ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ナベヅタムシ 植物：シデコブシ、サクラバハンノキ
	四ツ沢北東部特別地区 3.17ha	沢の中心から左右20mの区域 3.17ha	県内では生息地が極めて限定されている植物が生息している。 野生動植物保護地区は、植物が生育する沢を中心とした区域とする。	動物：アズマモグラ、ギフチョウ 植物：ビワコエビラフジ、スミレサイシン、コタチツボスミレ、エンシュウムヨウラン
	屋戸川・寺山川特別地区 24.85ha	川の中心から左右20mの区域 6.41ha	地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。	動物：アズマモグラ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ヒメタイコウチ、ハツチョウトンボ 植物：シデコブシ、サクラバハンノキ、モウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ
	計 48.60 ha	10.94 ha		
普通地区 79.25 ha				
保全地域合計 127.85ha				

＜参考＞ 愛知県自然環境保全地域の地区区分と規制

特別地区

生態系維持のため特に保全を図るべき地域。建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘、木竹の伐採等について知事の許可が必要。

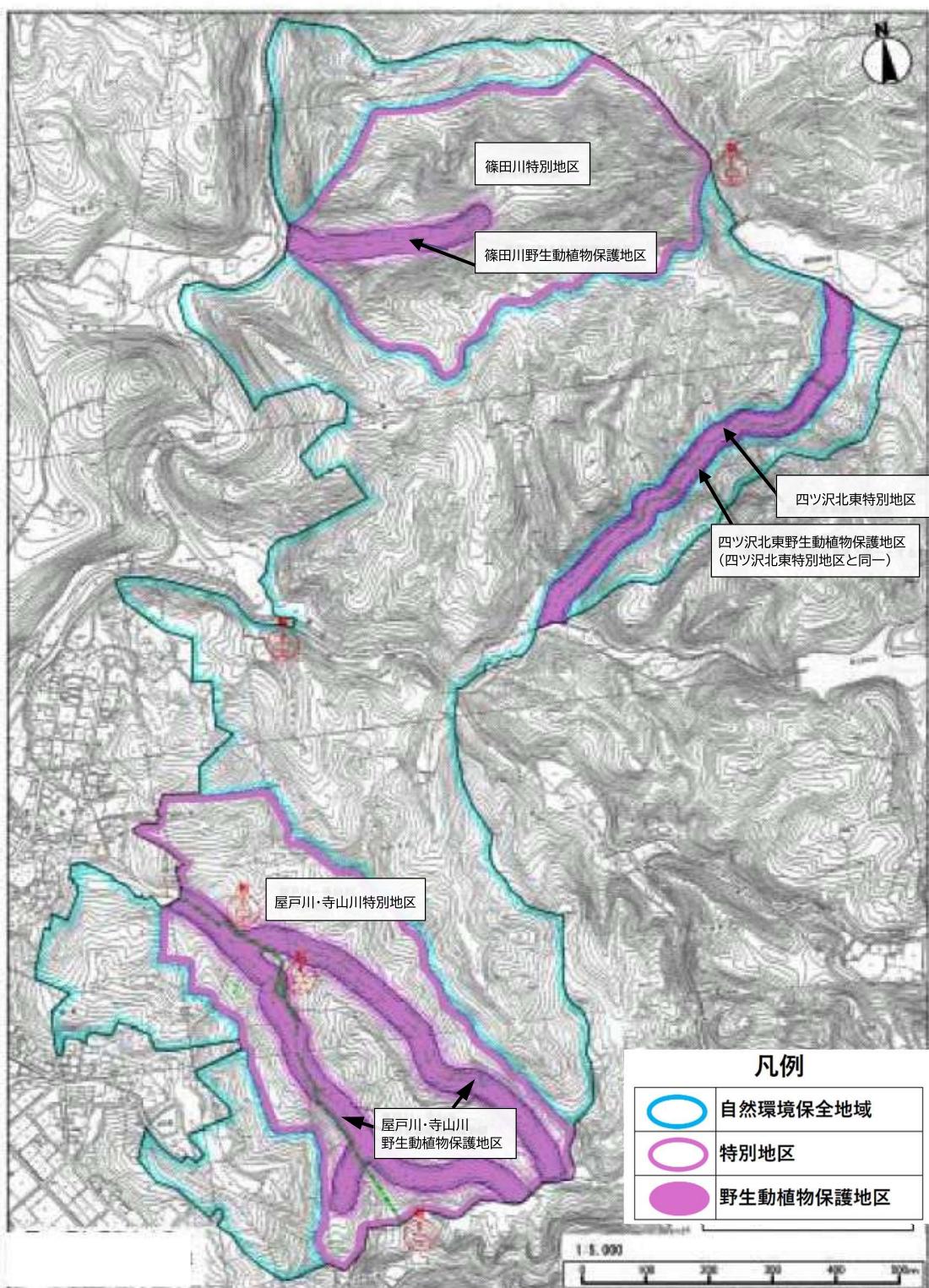
野生動植物保護地区

当該特別地区に固有な動植物等、特定の動植物の種の保護のために指定する地域。
特定の野生動植物の捕獲採取を禁止。

普通地区

特別地域以外の地域。小規模の改変行為であれば必ずしも自然環境の保全に影響を及ぼすものではない地域。一定規模以上の建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘等について知事への届出が必要。

図10 海上の森自然環境保全地域指定図



④ 恵みの森

篠田川上流域に広がる約 96ha の区域で、主に広葉樹林が占めている区域であり、VII齢級（31年生～35年生）からIX齢級（91年生～95年生）の単層のスギ・ヒノキ人工林約 42ha を含みます。そのほかに、広葉樹林にスギ・ヒノキを植栽した針広混交林、落葉広葉樹林があり、一部が常緑広葉樹林となっています。

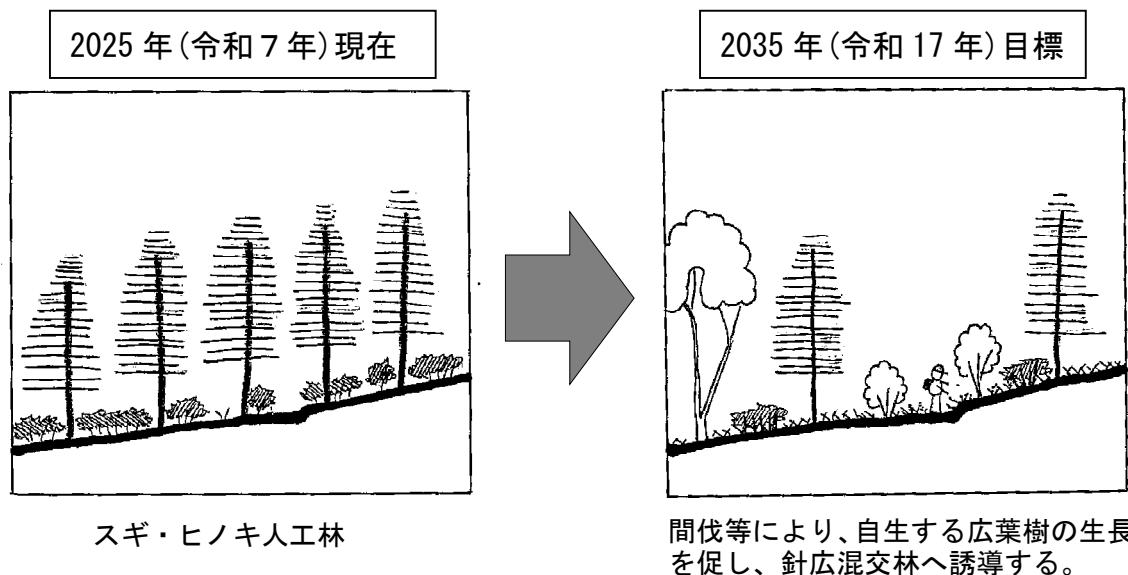
このうち、単層の人工林は計画的に間伐を実施します。

針広混交林や広葉樹林については、基本的には自然の遷移に委ねることとしますが、枯損等による危険木の伐採を実施します。

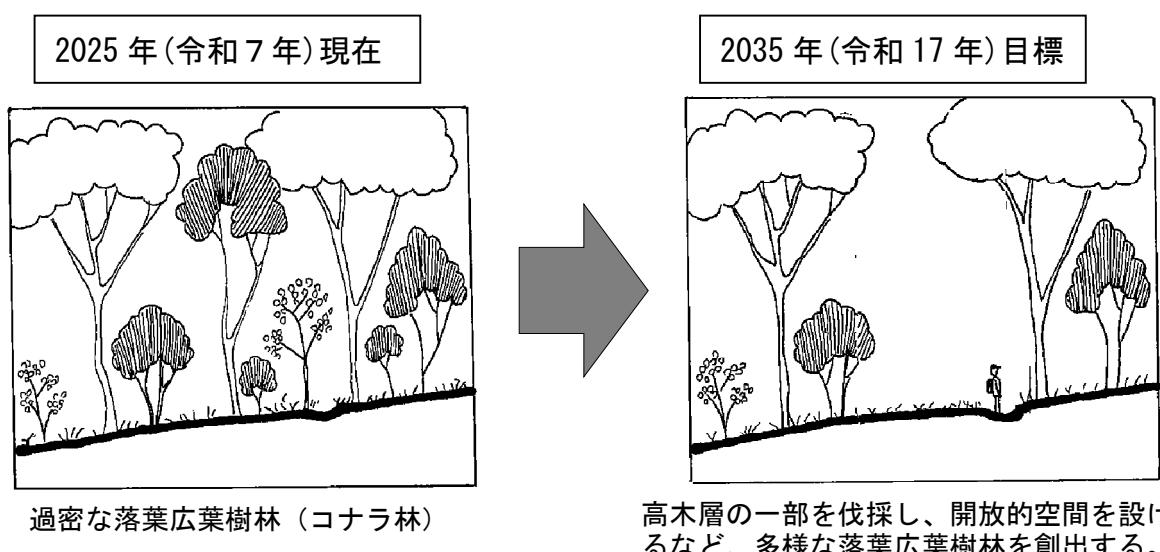
また、湿地の周辺等保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の保全管理に反映させます。

さらに、広葉樹材の有効活用についても検討していきます。

◆恵みの森の整備例（針広混交林の試験的な育成）



◆恵みの森の整備例（多様な落葉広葉樹林の創出）



具体的には以下のとおりです。

- 湿地周辺の保全整備のための伐採や、試験的な伐採については、海上の森の会や県民参加により森林の保全整備方針を定めた上で実施します。
- スギ・ヒノキ人工林については、森林経営計画を策定し、間伐などにより健全な森林の育成を目指します。
- 広葉樹林及び針葉混交林については、自然の遷移に委ねることを基本としますが、湿地の周辺等保全整備が必要な箇所や、薪炭林やアカマツ林の再生といった試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の保全管理に反映させます。

⑤ 循環の森

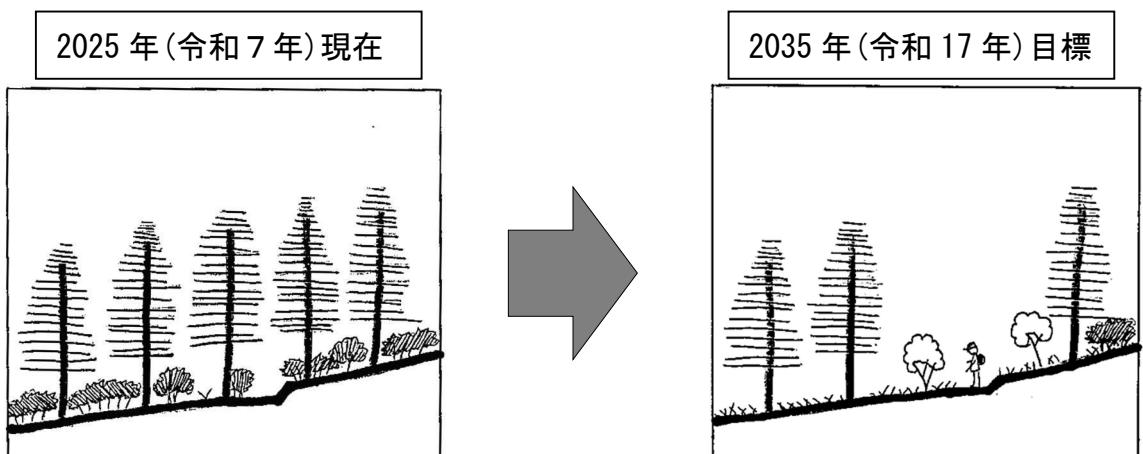
この地域は、海上の森の東側一帯約 148ha の区域で、主にスギ・ヒノキを主体とした単層の人工林が占め、人工林面積は約 93ha です。

人工林は、VII齢級（31年生～35年生）から XXII 齢級（106年生～110年生）までと幅広い林齢の森林から構成されていますが、そのうち概ね 60年生以下の森林が約 50%を占めています。これらの森林については、間伐により健全な森林へと誘導します。

また、高齢の森林については、植栽から伐採までの資源循環型の施業体系を確立するため、モデル区域を設定して、小面積皆伐や植栽による更新などの循環型施業を行い、今後の保全管理のあり方を検討します。

人工林の施業では、森林経営計画を策定し、補助金等を最大限に活用して実施します。

◆循環の森の整備例（スギ・ヒノキ人工林の育成）



間伐・除伐等により、適正な立木密度の人工林へ誘導する。

具体的には以下のとおりです。

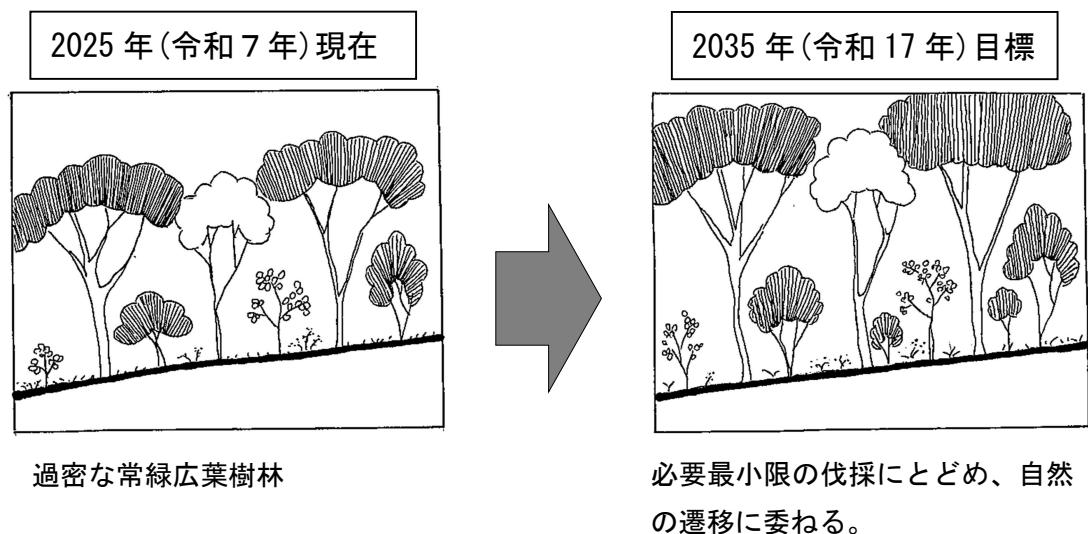
- 海上の森で活動する人々が、この区分の森林に期待する姿を共有し、その実現に向けた取組が実施できるよう、地域住民や県民参加により森林の保全整備方針を定めます。
- 人工林のうち若齢林については、間伐施業により健全な森林へと誘導するとともに、資源の有効活用の面から可能な限り搬出し、伐採木の有効利用を図ります。
- 高齢の森林については、択伐施業や小面積皆伐施業、植栽や天然下種更新等の施業を検討します。
- 計画に基づき適切に管理された森林と、手を入れていない森林が比較できる展示林をつくり、案内看板を設置する等して、森林整備の必要性の PR や人材育成に活用します。

⑥ 野鳥・古窯の森

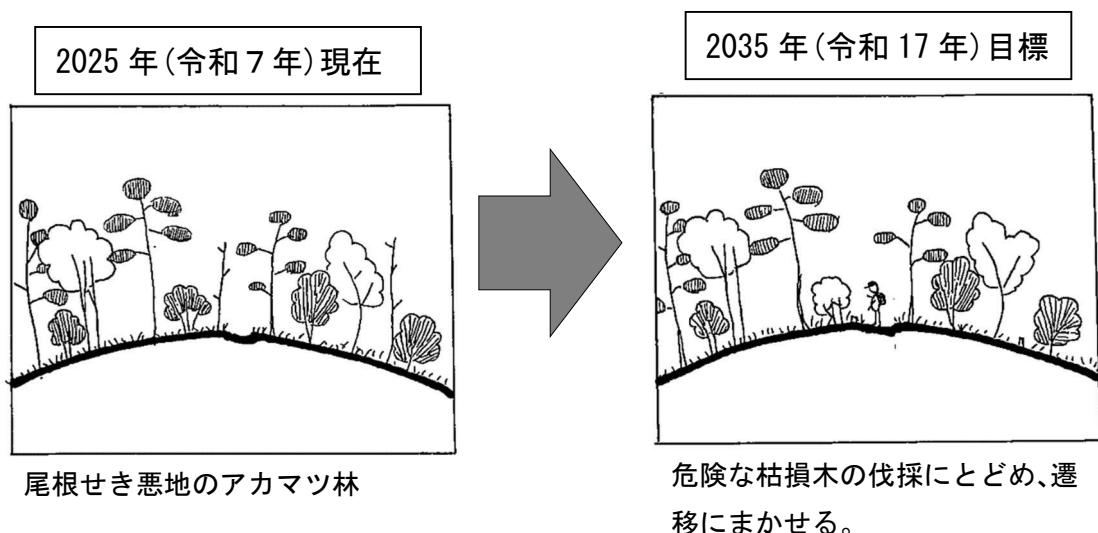
この地域は、吉田川流域に広がる 52ha の区域で、高齢の広葉樹林が生育し、ムササビや貴重な野鳥の宝庫でもあり、多様で豊かな自然に恵まれています。

このため、自然の遷移に委ねることを基本としますが、危険な枯損木等の伐採を主体的に実施します。

◆野鳥・古窯の森の整備例（常緑広葉樹林の管理）



◆野鳥・古窯の森の整備例（アカマツ林の管理）



具体的には、以下のとおりです。

- オオタカ・ハチクマなどが営巣する可能性のある大木については、保全を図りつつ、自然の遷移に委ねます。
- 森林の多様なタイプを学習する場として、県民参加による森林環境教育の場としての活用を促進させます。
- 野鳥の保護や古窯の保全などを行います。

表 6 地域区分別整備方針

地 域	面 積 (ha)	保全目標	指標生物
①施設ゾーン 	5	〈海上の森の拠点機能強化〉 ・里山の生物多様性の維持 ・里山の見本林整備	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・ムササビ ・ホトケドジョウ
②ふれあいの里 	43	〈農地及び里山の保全〉 ・里山の生物多様性の維持 ・農地と周辺の森林を含めた里山景観の維持	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・スギ、ヒノキ ・草地、田、畑 ・ゲンジボタル ・ヘイケボタル
③生態系保護区域 	166	〈自然環境の保全管理〉 ・海上の森自然環境保全地域の目標に同じ ・貴重な動植物を指標として保全 (海上の森自然環境保全地域 127.85ha 指定)	・シデコブシ ・サクラバハノキ ・ハッショウトンボ ・ギフチョウ
④恵みの森 	96	〈広葉樹林等の試験的、部分的施業〉 ○針葉樹人工林 木材生産のための健全な森へ誘導 ○広葉樹林 試験的、部分的施業	・スギ、ヒノキ ・コナラ、アベマキ等広葉樹
⑤循環の森 	148	〈長伐期の資源循環型施業による管理〉 ・素材生産のための健全な人工林	・スギ、ヒノキ
⑥野鳥・古窯の森 	52	〈潜在自然植生へ誘導〉 ・広葉樹の大木を残し、多様な動物が生育する森へ誘導	・コナラ、アベマキ等広葉樹 ・ムササビ ・鳥類

保全方法	活用方法	キーワード
<p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林の活用により、里山環境を維持 	<p>○あいち海上の森センター本館</p> <p>里山に関する展示、講義による里山保全活用の普及・啓発、里山保全活用をする団体の交流と情報収集の拠点</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山学習と人材育成のフィールド ・自然歩道の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全整備 ・自然学習 ・環境教育 ・情報提供 ・人材育成
<p>○農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した農地管理 ・農地維持のため、ため池等の維持管理 <p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林の間伐による密度管理の維持 ・雑木林・竹林の除間伐 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>里山学習と人材育成のフィールド</p> <p>○農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業体験農地として利用、休耕田活用（多様な主体による農地管理） <p>○森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山林の管理について体験学習 ・伐採木の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全活用 ・里山文化の学習 ・県民の参加交流
<p>○海上の森自然環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を行いつつ、必要な除間伐、植生回復のための補助的な作業による管理 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○自然観察フィールド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境 ・生物多様性の保全と学習
<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐による適正な林分密度の維持 ・森林作業道の整備 <p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生遷移に委ねながら、保全整備の必要な場所などでは小面積皆伐などを実施 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○針葉樹人工林、広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の多様な主体が参加しての森づくりの実践フィールド ・県民に森林整備の重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林等の保全技術確立 ・森のタイプの理解醸成 ・森林環境教育の推進
<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐による適正な林分密度の維持 ・森林作業道の整備 ・小面積皆伐や植栽による更新 	<p>○針葉樹人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林管理のための人材育成フィールド ・企業等の多様な主体が参加しての森づくりの実践フィールド ・伐採木の搬出と有効利用 ・県民に森林整備の重要性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の育成と循環資源の活用、保全技術の確立
<p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の遷移に委ねながら、遷移段階に応じた補助的な作業を実施 ・調査に基づき作業方法を適宜検討 	<p>○広葉樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の動植物の観察、学習フィールド 	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の保護 ・環境学習 ・歴史文化学習